

仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金交付要綱
(令和8年5月15日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児期からのむし歯予防を推進するため、私立幼稚園・保育所・認定こども園が行うフッ化物洗口に用いる薬剤購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市フッ化物洗口導入支援事業実施要領（平成16年11月1日健康福祉局長決裁。以下「要領」という。）及び仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、規則において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる施設は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 仙台市内の私立幼稚園・保育所・認定こども園であること。
- (2) 申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと。また、個人事業主として申請する場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号及び第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税とする。

2 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象経費)

第6条 参加人数や実施体制を踏まえた合理的かつ妥当な年間必要数の購入であることを前提条件とし、フッ化物洗口に用いる薬剤購入に要する経費10/10を補助するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の金額とする。ただし、国、県、市その他各種団体等が実施する補助事業の対象とされている経費は補助対象経費から除く。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金交付申請書(様式第1号の1)に次の書類を添えて当該年度の11月30日までに市長に提出して行うものとする。

- (1) 実施計画書(様式第1号の2)
- (2) 対象経費の見積書
- (3) 市税納付状況確認同意書(様式第1号の3)
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市私立幼稚園等フッ化物洗口導入支援事業費補助金交付決定書(様式第2号)により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日を経過した日までに仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金交付申請取下書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日または申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 支払いが確認できる書類の写し（領収書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、第13条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。
2 補助事業者は、第13条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市私立幼稚園・保育所・認定こども園フッ化物洗口導入支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）を額の確定の通知を受け取ってから14日以内、あるいは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金

が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 15 日から実施する。